

高松市・香川町合併協議会会議録
第 1 5 回 会 議

平成 1 7 年 1 月 2 4 日 (月)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第15回会議

1 日時

平成17年1月24日(月)午後1時30分開会・午後3時47分閉会

2 場所

香川県自治会館 7階会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	岡弘司	委員	溝淵敬
委員	井竿辰夫	委員	初瀬恭次郎
委員	松本吉弘	委員	富田道教
委員	谷本繁男	委員	大塚茂樹
委員	御厩武史	委員	井原健雄
委員	大橋光政	委員	鎌田郁雄
委員	北中ヤヱ子	委員	千葉規美子
委員	梶村傳	委員	中原弘
委員	大浦澄子	委員	長尾光喜
委員	三笠輝彦	委員	山本宏美

4 欠席委員 1人

委員	西川勝秀
----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	松本吉弘(委員兼務)	幹事	二川幹生
幹事	中村榮治	幹事	妹尾長
幹事	熊野實		

6 幹事会部会委員 39人

企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	都市開発部会委員	横田 幸三
企画財政部会委員	井上 哲	都市開発部会委員	大林 勝
企画財政部会委員	白井 文夫	都市開発部会委員	宮武 茂基
企画財政部会委員	和田 安富	都市開発部会委員 土木部会委員	安德 澄雄
市民部会委員	間島 康博	土木部会委員	西岡 慎吾
市民部会委員	久利 泰夫	土木部会委員	稲垣 基通
市民部会委員	中川 仁	土木部会委員	稲葉 秀一
市民部会委員 都市開発部会委員	岡本 政昭	土木部会委員	平尾 洋二
市民部会委員 健康福祉部会委員	有馬 政昭	土木部会委員	鎌田 茂史
市民部会委員 環境部会委員 土木部会委員	横田 敏治	土木部会委員	土居 讓治
健康福祉部会委員	藤田 正勝	土木部会委員	上原 博志
環境部会委員	田中 豊彦	教育部会委員	熊野 正樹
環境部会委員	藤井 敏孝	教育部会委員	松木 健吉
環境部会委員	宮武 敬三	教育部会委員 文化部会委員	山田 準一
環境部会委員	井上 協典	文化部会委員	馬場 朋美
環境部会委員	大熊 正範	文化部会委員	高橋 広二郎
産業部会長	田阪 雅美	文化部会委員	川崎 正視
産業部会委員	川西 正信	農業委員会部会長	溝渕 收
産業部会委員	山田 悟	農業委員会部会委員	森 正則
産業部会委員	和泉 正文		

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班	黒 淵 博 美
事務局次長	加 藤 昭 彦	調整班長	清 谷 文 孝
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班 兼計画班	林 田 競 一
総務班長 兼調整班兼計画班	澤 田 敏 男	調整班 兼計画班	平 尾 和 律
総務班 兼調整班	安 西 正 門	調整班 兼計画班	中 村 郁 夫
総務班 兼調整班兼計画班	岡 内 寛 幸		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第43号 農林水産関係事業（協定項目第24-15号）について
（第13回会議提案：継続協議）
- 協議第46号 コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について
（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第47号 児童福祉事業（協定項目第24-9号）について
（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第48号 環境対策事業（協定項目第24-13号）について
（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第49号 建設関係事業（協定項目第24-16号）について
（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第50号 下水道事業（協定項目第24-19号）について
（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第51号 社会教育事業（協定項目第24-22号）について
（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第52号 文化振興事業（協定項目第24-23号）について
（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第53号 その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）
について（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第54号 その他の事業（契約制度）（協定項目第24-24号）
について（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第55号 その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第24-24号）
について（第14回会議提案：継続協議）
- 協議第56号 合併の期日（協定項目第2号）について

協議第 2 8 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について
（第 1 1 回会議提案：継続協議）

(2) 議案事項

議案第 1 6 号 合併協定書について（追加提案）

4 その他

(1) 事務事業の調整について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

ただいまから、高松市・香川町合併協議会第15回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、お忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議の会議録署名委員には、森谷芳子委員さんと富田道教委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項ですが、初めに協議第43号農林水産関係事業についてを議題といたします。

なお、協議第43号につきましては、これまでの会議での御意見等を踏まえ、市町間で協議・調整を行い、修正案が提出されております。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、修正案の内容につきまして、先に附属資料で御説明を申し上げます。

本日、お配りしております資料のうち、右肩にその1と記載されております附属資料、その1の附属資料でございますが、5ページをごらんいただきたいと思います。

附属資料その1の5ページでございます。

この農林水産関係事業につきましては、前々回の第13回会議で提案をされまして、前回会議で意思集約を図ることとなっていたものでございますが、農業団体及び園芸団体に対する補助のあり方などにつきまして、種々御意見がございまして、再度継続協議となっております。

その後、市町間で協議いたしました結果、5ページにございます農業団体等育成事業と、後ほど御説明をいたします園芸団体育成事業の調整内容につきまして、一部修正をしたものでございます。

まず、5ページの農業団体等育成事業でございますが、ページの右側、中ほどにございます対応策でございますが、一番最後の項目、香川町が実施している農業機械銀行などの団体への補助について記載している部分でございますが、このうち下から4行目を、当初は「合併年度及びこれに続く3年度に限り」となっていましたものを「3年度について」と修正するとともに、最後の2行、なお以下でございますが、「なお、その後の対応については、全市的観点から見直しを行う中で、適切に対応することとする。」この部分を追加したものでございます。

以上が対応策の修正でございます。

その下の調整案につきましても、下から2行目にございます経過措置の期間の表現を、当初の「3年度に限り」を「3年度について」と修正したものでございます。

以上が農業団体等育成事業でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

8ページは、園芸団体育成事業でございますが、これも対応策の欄の二つ目の項目として記載しております香川町の園芸団体への補助でございますが、これも当初「3年度に限り」となっておりましたものを、ただいま御説明いたしました農業団体への補助と全く同じ内容で修正をしたものでございます。対応策、調整案とも、同じ内容で修正をしたものでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料の方の1ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料の1ページでございます。

協議第43号農林水産関係事業でございます。

修正案でございますが、ページの中ほどの枠の中をごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました修正内容をもとに、当初の提案内容を修正したものでございまして、枠の中の上側には、第13回会議で提案いたしました当初の案を記載しておりますが、このうち下線、アンダーラインを引いております部分を、下側の、今回修正案にございますように、ただいまの調整内容を踏まえて改めたものでございます。

以上が、農林水産関係事業の修正案についての説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） 　ただいま説明のありました、協議第43号について、御質問等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

この農業問題で多少修正がされて、前進面が見られたことは歓迎したいと思います。しかし、これも2回、3回確認を引き延ばしながらの中での進展でした。

なお、残された部分の問題も大変深刻な内容を抱えているのが実情です。

実は、昨日も土地改良区の役員さんが寄るから出てこいということで、呼び出しを受けました。その中で、香川町の特別委員会での町からの説明の中では、それぞれの団体に説明をして、了承を得たという報告が特別委員会に再度ありました。

しかし、その役員の人たちから言われるのは、香川町で今、例えば一土地改良区に120万円の助成がされていて、合併することによって改善がされて、幾分かでも上積みがされるという話なら聞こえはいいんだけども、これがほとんど全廃に近い状態で打ち切りになるということでは、我々としては、今後の治山治水に果たしている役割も果たせなくなるかと、それにかわる何らかの手だては示さずに了解してくれという話はなかろうかと、おまえら議員は何をしよんやというふうに言われました。これは、その立場に立ってる当事者にすれば、当然の気持ちだろうと思います。

今、現在、香川町の土地改良区三つあるわけですが、この三つの土地改良区に対して、香川町で運営助成が280万円前後されています。そういう状況の中で、土地改良事業として、農家から徴収している10アール当たりの賦課金、それからまた、排水の負担金ということで徴収をしている部分もあるわけですが、雑排水の排水の負担金というのは、下水道が発展してくれば、その地域からは将来的には徴収できなくなってまいります。それもなくなるという中で、運営が今後どうやったらいいんかと、香川町の場合は、土地改良区が事業を一定の部分やっているわけですが、隣接する塩江町、香南町、国分寺町などに聞いてみますと、それぞれの行政が直接やっていて、土地改良の独自の事業は土地改良区という名称だけを借りるのであって、実質的な事務処理は全部行政がやってるから、今までは問題なかったんだと、しかし、今度合併してこういことになると、そういった町々も、その受け入れ体制をどうやってつくるかの具体的な、今、協議と指導に入っているというふうに聞き及んでいます。

ところが、香川町の場合、まだそういった指導もされていませんし、補助金がカットされて、激変する環境の中で、今後の水利関係、これをどうやって、治山治水の行政の中で最も重要な部分であるところを、土地改良区に行政が頼っている部分があるわけですが、

ども、これが将来的に、どうやって改善していったらいいのか、維持していったらいいのか、これが高松市の土地改良区ではどのようにされているのか、十分聞いてきて、香川町でもそれが対応できるような道筋を示す、おまえらは責任があるうがと、その責任を早く果たせということが強く求められました。

そこで、お尋ねしたいんですけども、高松市の土地改良区はどのような形で、今、運営がされて、その地域の農業用水、実質は周辺部の宅地化が進んだところでは、団地の排水とか、そういったものも受けていると思うんですけども、そういうところは、どのような形で運営が、事務処理がされているのかお教えをいただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、産業部会の方からお答えを申し上げます。よろしくお願いいたします。

山田産業部会委員 産業部会でございます。

先ほどの御質問の中で、市と土地改良区の関係ということでございますが、現在は、土地改良区が土地改良事業を実施するに当たりましては、市において土地改良区が策定した事業計画の調査や協議を行った後、事業計画等の公告縦覧を経て、土地改良事業の採択及び補助金交付申請の内容の協議、経由を行うなど、土地改良区と市は密接な連携を、今現在、図っているところでございます。

特に、単独市費補助土地改良事業におきましては、土地改良区は、高松市土地改良事業補助規程に基づき、あらかじめ、市による申請事業の内容の審査、承認を経て事業に着手し、事業の施工中にあっては市の指導等を受け、また事業が完了したときには市が竣工検査により事業に要した経費を査定した後、当該事業に係る補助金を土地改良区に交付しており、事業を実施する上で、土地改良区と市は、協力、補完関係に、今現在はなっております。

ということで、市と土地改良区は密接な関係を持ちまして、それぞれ協議しながら土地改良事業を実施しておるところでございます。

大塚委員 重ねてお聞きしたいと思いますが、密接な関係の中で事業を進めているということですが、その中身というのは、例えば賦課金であるとか、事業の負担金の割り振りであるとか、そういった事務処理も行政の方で一定援助がされてるのかどうか。

香川町の場合、土地改良区が独自に事務処理をするために専従職員をそれぞれの土地改

良区が配置しています。そういった人件費とか事務経費について、行政から補助金を出しているわけですが、そういった事務処理部分はどのような形で処理がされてますか。

山田産業部会委員 お答えします。

土地改良区の事務処理と申しますか、そういう事務処理とか運営経費につきましては、改良区が独自でやっておるわけでございますけれども、現在の運営補助につきましては、調整方針にも示しておりますけれども、高松市では、管内29土地改良区の育成指導及び土地改良区の経営基盤の強化を図るための改良区の統廃合の整備推進などを目的とした、高松市土地改良区連合会に運営補助は実施しております。

本来、土地改良区の運営事務経費は、土地改良区の組合員が賄うというのが原則でございますことから、市におきましては、現在、各土地改良区には直接補助はいたしておりません。そして、改良区の中で、それぞれ定款等を定めていただいて、土地改良事業、事務を改良区で実施していただいております。

大塚委員 そういった土地改良区が独自に、香川町の土地改良区も賦課金を徴収し、運営を図るように努めながらも、なお、財源的には大変厳しい状況の中で、助成せざるを得ないという状況に今までであったと思います。それが改善できるとしたら、どういうところを改善していったらいいのか、具体的に香川町の行政に対して、行政間で御指導をいただけたらと思いますので、その点、要請をしておきたいと思います。

さらに、お尋ねしたいんですけれども、市単の事業、私たちの町では町単の事業というのが、最近、年々額がふえてきています。というのも、県単事業などがだんだん枠が絞られてくる中で、地元負担が余分にかかったとしても、もう町単で早く事業を進めんと、このままは放置できない状態にあるという判断をされたところが、そういう形で事業を進めているわけです。今、香川町がやっている事業量程度は、合併した場合に市単の補助の枠というのは確保できる範疇にあるのかどうか、これを確認しておきたいと思います。

さらにもう一点、同じようなことなんですけれども、香川町で、いわゆる迷惑施設、ごみの処理場、それから最終処分場、また火葬場等が香川町で一つの地域に集中してるんですけれども、その地域に対して迷惑施設が及ぼす影響等も勘案した中で、その水系等の改善のための費用を町が単独で、さらに上積みして地元負担分をカバーしてきた経過があります。そういう事業をする際に、市単なりのその制度に、特に枠が振り分けられなければ、事業が進まなくなるわけですが、そういう事業枠が確保できるのかどうか、今、高松市においては、どういう実情に現在あって、合併したときにはその事業枠がどのように

確保されているのかを具体的に説明いただけたらと思います。

議長（増田会長） お答えします。

山田産業部会委員 はい、お答えします。

予算につきましてですけれども、御存じのとおり高松市におきましても、非常に厳しい状況でございます。毎年、市単事業につきまして、地元の改良区から要望を受けまして、その中で現場等を精査をしまして、そして、緊急性の高いところから土地改良事業として採択し、実施しておるところでございます。ですから、要望される予算枠が確保されるかどうかにつきましては、その中で精査して、必要性の高いものから実施していきたいということでございます。

それで、その他のごみの処理場とか、いろんな事業の中でのいろんな対応でございますけれども、我々としましては、その土地改良事業での採択ができるものについては、そういう市の補助制度、要綱にのっとって実施はしていきたいと思っております。そして、その中で、現在は、高松市の市単補助制度の方が若干有利と言ったらおかしいですけれども、補助制度は違います。

以上でございます。

大塚委員 補助率が、高松の市単が格段に高いことは、承知しております。しかし、その絶対量が確保できなければ、今、当面、困っているところの改修ができなくなる。危険な箇所、また、ため池なども、危険なため池、それらの改修がずっと先送りされていったのでは、これは大変な状態になります。特に、香川町、住宅化が全体に非常に進んできた関係で、大量の水が流れるようになりました。その対応も、今、現在は土地改良区が対応していると、行政が対応するところまでいってないわけです。

高松市の場合は、都市化区域については、行政が全面的に対応していると聞いてますけれども、その周辺部分での順位、認定される順位、これが大変厳しい条件下に置かれていて、なかなか割り当てをもらえないんじゃないか、そういう不安が、特に土地改良関係の役員の間で、非常に深い心配がされとんです。そのあたり、具体的にこういうふうに対応できますよと、心配ありませんよということを、できれば具体的にお示しいただきたいんですが。

三笠委員 それは香川県じゅう全部同じですわ。補助率がええんや、悪いんもあるんやから。それは、もう、もちろん緊急度の高いところから、当然それは出すということは間違いないんだけど、そこまで議論が飛躍すると、なかなか難しいんじゃないですか。

大塚委員 ですから、飛躍でなくて、今、現在、香川町でやっている事業、そんなに大した事業はできません、小さな町ですから。そのちやちな予算ではありますけども、その事業量はせめて確保できるかどうか、これが一つの基準だと思いますけども。多分、事務レベルで比較はされてると思うんですが、そのあたりはいかがですか。

山田産業部会委員 比較と申しますか、今、おっしゃられましたため池等の土地改良事業につきましては、当然、事業によりまして、事業規模とか、そういうことによりまして、県営とか団体営、県単、そして市単ということになって、事業規模が大きければ、そういう県の方と十分協議して実施すると、市の方もそれで協議もさせていただくというふうになりますので、先ほど三笠委員もおっしゃられたとおり、そういう緊急性の高いところにつきましては、早急に事業が採択されるということになるかとは思いますが。

大塚委員 それは、理屈として当然のことだし、それは理解できます。緊急性の高いところから図っていくんだということで、そのまま先送りされていく心配が……。

議長（増田会長） ちょっと発言許可を得てからしてくれませんか。お互いでやりよんでは困るんですけど、会が進みませんが。

大塚委員 今の事業量は、確保できますかどうかということなんで、その点だけお答えいただきたいと思います。

議長（増田会長） 許可を得てからなさるように。今ごろになってこんなこと言うのも残念ですけども、お願いいたします。

大塚委員 今ごろになって、こんなこと言うんがいかんのじゃったら、この協議自体成り立ちませんよ。

議長（増田会長） いやいや、発言の許可をとってからすることでしょう。あなた、議事の進行がでkinのですか。私の許可をとってから、発言をしたらいい話じゃないですか。それが何でできないんですか、さっきから……。

大塚委員 さっきからということないでしょう。今の……。

議長（増田会長） そうでしょう。あなたが私の許可をとらずに、どんどんどんどん話してるけど、ちょっとおかしいんじゃないですか、今ごろそんなことやること。

大塚委員 お答えください。

議長（増田会長） それじゃ、当局からお答えいたします。

山田産業部会委員 毎年度と申しますか、その事業に関する予算が確保できるかということでございますけれども、それにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、そう

いう事業についても、現場の精査、そういうことをさせていただいて予算を確保するというところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（増田会長） この件について、ほかの方に御意見も伺いたいと思いますが、同じ方ばかりではいけませんので。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

土地改良区に関する話でございますけれども、土地改良区、私も理事もしております、ほかの委員さんの意見も聞くでございますが、いずれは高松市の制度に合わせなければならぬのは理解はしておるつもりでございます。いろいろな補助金をもろうとする団体がいるあるんですが、今までの協議の中で、大体1年から5年の間で段階的に激変緩和をしていくんだと、いずれは統一するんだと、それは構わんですが、土地改良に関しましては、合併後いきなりなわけなんです。これを何とか、それまでに改革せないかんですけど、1年ぐらいでできるかどうか、私は大変不安に思うとんです。これが何年にしてくれとは、あえて申しませんけれども、ぜひとも激変というか、段階的に準備が整うような期間をぜひとも求めたいんですが、無理でしょうか。

28ページです、附属資料の。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

梶村委員 高松の梶村です。

私、素人で余りよくわかりませんが、土地改良事業の連合会に加入促進を、合併をする方向でこの協議が調ってきているわけね。それを今、先ほどの大塚委員さんの話なんかのようだと、その総額を保障しろと、こういう話なんですね。保障ができるかどうかというお話なんですが、私は、仄聞しておるところによると、例えば、高松のこの事業採択は当局側の方の責任でありますね、土地改良事業の申請に従って。

香川町の土地改良事業については、土地改良区が採択基準、採択するかどうかを決めるというふうに仄聞をしてます。間違うとったら言ってください。それだったら、やっぱりやり方が違うわけですから、これ3年間かけて是正するのか、今、言ったような形の高松方式に変えていくのかっていうのは、やっぱり合併協議会の前段の幹事会で、ずっと協議を重ねてきてるわけですよ。確かに、それは大塚さんがおっしゃるように、団体の皆さんに理解を得たかどうかという、香川町内の土地改良の団体に理解を求めたかどうかという話はありますが、しかし、私たちは幹事会でここまで上がってきとるもんですから、こ

れはやっぱり話が調うと思っとなんですがね。

ですから、今、ここへ来て、修正した分の機械銀行、その他のもんは、補助金の問題は別ですよ、これをまたそこへひっくり返すというのは、いかなもんかなというようなことをちょっと思うんですがね、どうなんでしょう。このやり方を、全然違うやつをずっと、香川町の場合は、じゃあ土地改良の皆さんに採択をお任せするということになるんでしょうか。高松は、そんなことはやってないんでね。

議長（増田会長） どうぞ。

御厩委員 私は、今、ここでお願いしてあるんであって、できれば補助金に関しては、何年とも申しませんけれども、猶予期間と申しますか、準備期間と申しますか、今の浅野土地改良区、南部土地改良区の考え方も予算も考えないかんで、それを期間を認めてもらえんかとお願いしよるわけです、補助金に関してですよ。事業量、僕は……。

梶村委員 事業量じゃなくて。補助金の話。

御厩委員 事業量じゃなくて、補助金のことに関して。

議長（増田会長） ちょっとその件についてお答えします。

田阪産業部会長 産業部会の方からお答えいたします。

附属資料その1の27ページ、28ページにございますので、お聞きください。

まず、今、言われております土地改良区の運営に対する補助が、28ページ、下側でございます。これは高松市が15年度の数字を上げておりますが、300万円でございます、香川町さんが280万8,000円でございますが、高松市の場合、これ29の土地改良区に対する補助金でございます。香川町さん、3土地改良区でございます。

高松市の場合、新年度予算でございますけれども、これはもう土地改良課みずからが予算を減額して提出してありまして、285万円に予算がなる予定でございます。ここで、これを調整でございますけれども、かなり不均衡になっておりますから、これを香川町さんの方を、例えば3年度とか認めると、逆に高松市の方が物すごく不利ということになるわけです。

27ページをごらんいただくとわかりますが、これいろんな補助を国、県、それから単独事業でございますけれども、これ地元負担を見ていただきますと、高松市の場合、格段に高率の補助をしているわけです。地元負担が非常に少なくなるような補助をしているわけです。ですから、これは両方合わせていただいて考えていただくと、それから事業については、必要度、緊急度を見きわめて、必ず適正に対処をしていきますので、御理解を賜り

たいと存じます。

以上です。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

御厩委員 できれば、1年でもと思ったんでございますが、無理なら無理でしょうがない、その辺でまた帰って改良区の役員にも説明せないかんとおもいます。

議長（増田会長） 御意見ございませんでしょうか。

大塚委員 この論議ですけれども、私はいつまでもするつもりはありません。しかし、そういった条件整備が一定は必要でないか、そういう条件整備、また事業量の枠が70%なら70%程度は大体こなせますよとか、そういうことがなければ、該当する団体の人はこれはもう激変をするわけですけれども、その対応をどうしたらいいんだろうか行き詰まってるわけです。これに対して、具体的な指導も、事務レベルでの協力をお願いしたいと思うわけですけれども、そういったことが論議をする場でないということになれば、この項についても、私はここで協定項目として、これを認めるわけにはいなくなるわけです。そのあたり、事業量はあくまで採択基準に基づいてするんだというだけのお答えでとめられるのかどうか、ここだけお答えいただきたいと思います。

議長（増田会長） ちょっと私の方からお答えしますが、これはもう何度も、これまでも言っておるように、疑心があれば暗鬼を生ずで、土地改良が0になるんだろうとか、半分になるんだろうとか、そんなことを思えば、それは幾らでも心配することはありますよ。だから、それはお互いにもう誠心誠意、信頼の中でやるしかないというのは、もう最初から決まっとんです。疑い出せば切りがないですよ。何もやってくれん、これもやってくれんだろうとかという、そうじゃなくて、ここにあるように、お互いの信頼関係に基づいて住民に不利にならないようにやりますという基本的な方針のもと、やりよんですから、そこをお忘れになられたら困るなと思うんですが。

はい、どうぞ。

富田委員 香川町の富田です。

今、問題になっておる土地改良の関係でございますけれども、幸いにも三笠委員さんは、一宮の広い土地改良の理事長をなさっておるということを知っておりますんで、その実態がどうであるか、今、心配せられておるようなことになっていくのかどうか、今までの経過から、実情から踏まえて、一言、三笠さんの方からお話がいただけたら幸いかと思います。

議長（増田会長） 三笠委員さん、よろしいですか。

はい、どうぞお願いします。

三笠委員 いや、もう指名をいただいて恐縮しとんですけれども、この話をすると、やっぱり、これ非常に長くなります。いろいろ高松の土地改良事業の形態、今までの流れと、香川町の流れがちょっと違いますから。基本的に、高松は当然、今、これは補助金を受けよる……、僕も何ぼだったかというのは知らなかったんですが、今、金額見てわかったんですが、やはり、すべて香川町の場合は3地区が計画を立ててやっておるといふ、その計画を立ててやると、この計画は高松も同じなんです。各土地改良区が要するに事業認可を受けて、それに対して総代会の了承を得て、そして市の方へ申請して、その重要度の割合ですつと行く。中には3年計画、4年計画、時には同意を得られなくて、そしてまた、小さい年度、3年度にまたがった事業改修というのは当然あります。ありますけれども、そういうことは、もう当然、今、当局も、市長も話したように、要するに重要度という点では、すべて高松市土地改良区はもう公平にやっておるといふことは、もう紛れもない事実なんで、そこら辺はやっぱり、今も話しておるように信頼関係の上に立って、なおかつ、合併後の香川町に対して、ある程度やっぱりそれは当然目配りをしながら、改修工事に取りかかっていかないかということも当然なことでありますんで、それはもう御理解をいただきたいというふうに思います。これは中身をいろいろ話すと、大変長くなりますんで、もう要約だけですが、それはもう、当然そういう形で我々は取り組んでいきたいというふうに思っておりますんで、ひとつよろしくをお願いします。

富田委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかに御意見ないようでしたら、協議第43号についてお諮りをいたします。

協議第43号について、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 協議第43号については、修正案のとおり確認をいたします。

次に、協議第46号コミュニティ施策についてから協議第50号下水道事業についてまでの5件を一括して議題といたします。

なお、協議第46号から協議第55号までについては、前回、第14回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取扱いとなっておりますものでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第46号から協議第50号までにつきまして、一括して御説明申し上げます。

会議資料4ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第46号コミュニティ施策についてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、本日、継続協議案件の提案内容の朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

7ページは、協議第47号児童福祉事業についてでございます。提案内容は、中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第48号環境対策事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

なお、この環境対策事業につきましては、前回の会議での委員の発言等を踏まえまして、市町間で協議を行った結果、部会におきまして新たに調整した内容を附属資料に追加いたしております。

恐れ入りますが、先ほどの附属資料その1でございますが、附属資料の73ページをお開き願いたいと存じます。附属資料その1の73ページでございます。

73ページのごみ処理事業の手数料でございます。左側に項目がございますが、このうち1の家庭系一般廃棄物の現況の欄に市町それぞれ 印で記載しておりますように、指定ごみ袋の販売方法を追加いたしております。高松市では、市に登録している指定収集袋の取り扱い店に販売を委託いたしておりますが、香川町では、商工会に委託しております。このような現況を踏まえまして、右側の対応策の欄の、項目で申しますと三つ目の項目、点の三つ目でございます。上から5行目でございますが、「香川町地域における指定ごみ袋の販売委託方法については、合併時までに調整するものとする。」と追加したところでございます。

なお、調整案そのもの及び会議資料の提案内容には変更はございません。

以上が追加した部分でございます。

以上が環境対策事業についての説明でございます。

続きまして、恐れ入りますが、もとの会議資料の13ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料13ページでございます。

協議第49号建設関係事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第50号下水道事業についてでございます。これも提案内容は、ページ中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

協議第46号から協議第50号までの5件の提案内容につきましては、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第46号から協議第50号までについて、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 資料でいいますと、コミュニティ施設の件ですが、38ページと44ページになるんです。

まず、防犯灯の件でございますが、これは高松市さんの方が大変進んでおりまして、100%、電気料金も球の交換もしていただけるということなんです。この文章の中で38ページの電気料金の件ですが、蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯のうち市長が指定したのとなっておりますが、どう理解しとったらよろしいんでしょうか。香川町に今ある防犯灯も、かなりあるんでございますが、これはもう、すべて市長さんが指定したものと理解しとってよろしいんでしょうか。

議長（増田会長） お答えします。

事務局次長（加藤） 市民部会の方からお答え申し上げます。よろしく願いいたします。

久利市民部会委員 市民部会でございます。

高松市で設置しております防犯灯につきましては、20ワットの蛍光灯をずっと整備をいたしております。ですから、基本的にここに記載のとおり、市長がというのはそういう趣旨でございます。

御厩委員 ちょっと確認を……。

久利市民部会委員 大変失礼いたしました。香川町で設置されておりますものは、高松市にほぼ該当しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

御厩委員 ちょっともう一点、44ページになるんですけども、香川町立文化センターの管理等の対応策のところ、「管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時まで調整するものとする。」と。今、香川町の文化センターにつきましては、管理人さんを選んで、管理人さんにわずかですが、手当を出して管理していただいとるわけでございます。また、使用料については、住民が使用するためには、特に問題なければ無料で使わせていただいとるわけなんです。このあたりを高松市さんに引き継いでも、今の現行どおりしていただけるもんかどうか、合併時まで調整するとなっておるので、何か変化があるのかなと思ってお聞きしよるわけでございます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

久利市民部会委員 基本的には、香川町で管理運営されている状況を踏まえて対応しようというふうに考えております。

御厩委員 そしたら、もう当分の間は変化はなしと理解しとってよろしいんでしょうか。

はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかに。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。

ちょっとごみ収集の件と下水道の件について、2点ほどお尋ねいたしたいと思います。

会議資料の10ページですけども、環境対策事業の中で「合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。」と、収集方法についてです。この収集方法でございますけれども、今、香川町と高松では収集方法の内容が大分違っておりまして、聞くとこちらによりますと、高松市の場合は、非常に分別方法が細くなさっておられるということでございます。香川町の場合は、瓶、缶、不燃物、また資源ごみ、可燃ごみ、ペットボトルと、大別してこれぐらいの収集方法ですけども、高松の場合は、ペットボトルを栓とかシールを外すとか、そういうような難しい収集方法をなさっておられるということをお承りでございますが、これ2年後には収集方法が高松の方法に統一されるのかどうか、そこらをお承りしたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

田中環境部会委員 環境部会でございます。

先ほど御質問のあったごみ収集方法でございますけども、ごみの収集方法、処理方法と

というのは、各市町、もう全く一緒のところはないと言っていいくらいばらばらでございます。

今回、合併ということなんですけども、そのときには一応一つの形に持っていかんといかんということなんですけども、すぐはなかなかできないと。特に、香川町の場合は、処理施設が私とこと違うところへ持っていっておりますんで、そちらの関係の処理方法が決まらないと、なかなかお互いに有機的に関連する収集処理、区分、こういったものは関連しておりますので、処理方法が変わってくると、区分とか収集方法なんかも変わってくるということでございますので、合併年度、それに続く2年をかけてそれらを調整すると、そのときには、現在の高松市のやり方も一緒に統一的に、それから、あと合併する町もございませうけども、それらを含めて、全体として調整する必要があるんじゃないかなというように思っております。

初瀬委員 はい、わかりました。

引き続きまして、16ページの下水道事業でございますけれども、今、香川町は第1期工事の下水道事業を行っております、平成19年度に一応この下水道事業の第1期工事が終わるかと計画しておるわけでございますけれども、これは、高松市と合併しても、引き続き計画どおり実行していただけるかどうか、そこらをも一つ確認をいたしたいと思っております。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） では、土木部会の方からお願いいたします。

土居土木部会委員 それでは、土木部会、下水道建設課の土居でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの質問で、香川町が計画しておる下水道の整備について確保をされるかということでございますが、これにつきましても、我々、合併後の全体的な枠組みの中で、それぞれ、これまでの実績を踏まえて、また信頼関係に基づいた、そういった調整が必要だと考えております。ですから、今ここで、直ちにそのものずばりをお約束するということではできませんけれども、必ずそういった、今まで継続されておるものは当然尊重し、やっていきたいというふうに考えております。

初瀬委員 はい、わかりました。

ちょっと蛇足ですけれども、太田、仏生山がまだだそうございまして、それを飛ばして香川町の方までなさっていただけるかどうか、非常に我々危惧をいたしておるところで

ございますので、その点、今度、地域審議会で十分見張らせていただきたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

溝渕委員 香川町の溝渕でございます。

建設関係事業のところ、13ページになりますか、このところでございますけれども、現在、香川町の町道関係は草がたくさん生えた場合に、地区の方からの申請に基づいて、町が業者に委託して草刈りをするということをやっておりますけれども、今後、町道が恐らく市道になると思いますけれども、なった場合は、それを引き継いでいただけるものだろうと思いますけれども、それ以外の地域をつなぐ農道とか生活道、これについての補助とか、そういうのはいかなものなのでしょうかということでございます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） では、土木部会の方からお答えを申し上げます。

稲垣土木部会委員 土木部会稲垣でございますけども、今の御質問の中で、ちょっと違うお答えするかもわかりませんが、私の方が、今、道路課の方が行ってる認定してある道路、市道の認定道路についてのお答えはできますけども、通学路とか農道についてのお答えはちょっとできかねますので、町道についてのお答えさせていただきますけども、御存じのようにお手元の資料でいきますと、107ページに道路の市道の路肩部分にございます草刈り等、また、空き缶とか道路の歩道上にあります植栽帯、そういう形の維持管理につきましては、現況欄に記載のとおり、両市町とも同様な取り扱いということで調整をしております。

以上ですけど。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

溝渕委員 それでは、次の項に行きます。

水防に係る香川町住民への周知方法については、現行のとおりとするということになっておりますけれども、先ごろありました23号台風のときに、職員が大体全員はそろったと思います、この台風が来たときに。それでも、かなり紆余曲折もあったり、手違いがあったということでございます。仮に、合併するとすれば、支所ということになりますので、職員が何名配置されるか、ちょっとわかりませんが、少なくなると思います。その少ない人員で、いかにして手落ちのないように連絡が取れるかという、その対策

的なものをどういうふうにお考えか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） ただいまの御質問は、附属資料110ページの水防対策のところだと思いますが、答弁につきましては、土木部会の方から答弁をお願いいたしたいと思います。

稲葉土木部会委員 土木部会河港課稲葉でございます。

水防計画につきましては、高松市においては、毎年、水防計画を見直しております。合併すれば、当然、水防の対象となるエリアの見直しが必要となりますので、この対応策では、香川町地域を含めた計画の見直し等を行うものとするをいたしております。

なお、ことしの台風災害に伴います緊急時の対応につきましては、現在、高松市においては、今後の水防計画の見直しの中で見直しを検討いたしております。香川町地域の今年度の災害の結果を受けた見直しにつきましては、当然、香川町において検討されるものと思います。

以上でございます。

溝渕委員 これ、ことしのもんについては香川町でやりますけども、合併した後の人員が少ない場合の対応はいかに考えられておられるかということがちょっと心配なので、お尋ねしたわけでございます。

稲葉土木部会委員 先ほども申し上げましたように、これは毎年度の水防計画の見直しの中で、その対応の方法も含めて見直そうとしておりますので、今後、消防団とか、そういったもののあり方等についても、当然見直しが必要と考えております。

以上でございます。

溝渕委員 はい、わかりました。

今度、市民になるかどうかわかりませんが、市民になったときには、市民が安心して生活できるような、ひとつ、方策を講じていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ほかに御意見。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩です。

資料の77ページですけど、衛生組織団体活動推進事業ということで、高松市さんの方では、地区衛生組合、単位衛生組合という組織で清掃をなされておられると、香川町の場合

合には、自治会単位で、全部の自治会ではございませんが、理解ある自治会さんは自治会単位で月に一遍、第2日曜日に清掃の日ということで清掃をしておるわけでございます。

こういう新しく高松市に合わすとなりますと、組織を編成しなければならない。これはどういう単位、校区単位なんでしょうか、その実態の掃除の仕方が、ペースがどのあたり、月に一遍やっておるんか、また校区だったら広いですから、全部一遍にどっとやるんか、こっち、こっち、こっちと順番に、月、分けていっておるのか、そのあたり実態を知りたいのでお聞きするんですが。もう一つ不安は、校区単位であれば、新たに自治会でやっとなるのをやめて、新しく組織せにゃいかん、果たして寄ってくれるだろうかと、大変不安もあるわけでございます。その実態、ちょっと高松市さんの方から教えていただきたい。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、環境部会の方からお答え申し上げます。

宮武環境部会委員 環境部会の宮武でございます。

私どもの衛生組合でございますけれども、一応原則的に小学校区ということでお願いできればと思います。そして、それが香川町さん、一つの分でも結構でございます。できる形でお願いしたいと思います。清掃の回数については、そういういろいろ校区ごとにありまして、年1回するところもあれば、3回するところもある、いろいろございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

御厩委員 これは組織をつくるのがちょっとまだ無理だということだったら、それは臨機応変で応じていただけるということでしょうか。合併の翌年度というふうに入っとんですけれども、協力者がいなかったら、なかなか組織も難しいんで、そのあたりは何といたしますか、多少は時間がずれたりするのはお許しいただけますか。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

宮武環境部会委員 できるだけ、そのときまでに間に合わせて、もしそれでどうしてもだめといたら、それはもうやむを得ないと思いますけども、ぜひとも御協力お願いしたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

まず、1点目は環境対策についてですけれども、ごみの収集、これが先ほども発言ありましたけども、香川町の場合、非常に、今、現在、溶融炉で全面的に焼却してるということから、分別が非常に緩やかな分別になっています。ビニール類もリサイクルできる特定

のペットボトルなどを除いて、それ以外は全部可燃ごみとして処理がされてます。非常に、そのことで長年なじんでるもんですから、これを切りかえるというのは非常に難しいし、それと、もう一つ香川町の住民が心配するのは、高松市の集積場を時々通りがけると、2人も3人もたくさんの方が、ずっとつきっきりで再分別をしながら対応していると、うちの地域であんなことせえ言うたって到底できんぜと、どないするんなどというふうな話があるわけですけども、収集方式を、今までやってる方法で、今の溶融炉へそのまま継続して香川町のごみが送られるという方式を維持できるかできないか、1点。

それと、2点目ですけども、建設関係、先ほど水防関係でありましたけれども、この水防関係に限らず防災関係、その地域で突発的に起きる防災の対応が、必要な条件がそれぞれ違うと思います。香川町区域で、指揮ができるような体制はとれるのかどうか。もし、危険が迫ったときに、その地域で対応の指揮がとれるのかどうか、そのことを一つ確認しておきたいと思います。

それから、下水道ですけども、先ほど高松市と香川町との間の部分がそのまま残ったままで、香川町の下水道が継続して進めていただけるのかどうかという質問が出てましたけれども、1期工事だけでなく2期工事も含めて、今の進捗の状況が、少なくとも、この経済状況の中で、香川町も進捗状況がここ一、二年ですか、急に落ち込んでいるわけですけども、せめて落ち込んだ状態のものでも維持ができるのかどうか、この点確認をしておきたいと思います。

とりあえず以上の点について。

議長（増田会長） ただいまの3点について、事務局からお答え願います。

事務局次長（加藤） それでは、まず環境部会の方からお答えをお願いいたします。

田中環境部会委員 環境部会でございます。

高松市の方がごみの分別が細かいということで、果たしてそれが香川町でもできるのかということなんですけども、高松市も平成12年度に新しい分別方法に、細かい今の方法に変えたわけなんですけども、その当時言われてたのが、果たしてそんな細かい分別を市民の人が積極的にやってくれるかどうかということで、非常に御議論があったわけなんですけども、結果的には非常にうまくいっております。

ですから、今、委員さんが言われたように、香川町の皆さんがそれができないのではないかと、非常に懸念されておりますけれども、そのあたりは、私ども精いっぱい啓発活動を行いまして、恐らくできるんじゃないかなというように踏んでおります。

それから、溶融炉へ今のまま持っていけるかどうかということなんですけども、この溶融炉の使い方とか運用の仕方とかかわり方というのが、先ほども申し上げましたように、まだ決まっておきませんので、そのあたりが決まってからどうなるかということになるかどうかと思います。

以上です。

事務局次長（加藤） 続きまして、土木部会の方からお答えをお願いいたします。

稲葉土木部会委員 災害に対して支所で指揮ができるかどうかについてでございますが、災害対応につきましては、基本的に高松市水防計画の中で動いております。そういうことで、合併に伴う水防事務につきましては、水防計画の中で対応していきたいと、ただ、香川町だけでございませぬ。塩江地域についても同様のことが言えますので、そのあたりは総合的な検討の中で検討してまいりたいと、かように思っております。

以上でございます。

土居土木部会委員 引き続き、土木部会、下水道の方をお答えさせていただきます。

先ほどの御質問で、香川町もだんだん進捗状況が悪くなるとということでございますが、やはり高松市、これ全国的に恐らくそういった事業費がだんだんダウンしているということは否めない事実でございます。しかし、合併後の全体的な枠組みの中で、これまでの実績を十分尊重しながら、整備に当たりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大塚委員 今の下水道の事業関係ですけれども、高松市と比べて香川町、下水道そのものは農村部としては比較的進んできた関係にあると思います。ところが、逆に犠牲になっている部分も大変大きいんです。というのは、合併処理槽が下水道計画の区域内にあるところは、合併浄化槽の補助が認可されないと。家を改築あるいは建てかえをしようとしたときに、合併処理槽を備えんと建築許可がありません。結局、その区域は丸ごと自己負担で合併処理槽をつくってます。にもかかわらず、後の下水道が何年後には入るだろうという見込みを立てた中での対応を余儀なくされているわけですけれども、それがさらに補助はうちは受けられなかったのに、さらに下水道はいつになるやらわからんようなことになってしもうたがということになるのを大変心配するわけです。そういうことから、できるだけ香川町区域の下水道認定受けてる区域、1期だけでなく次の計画についても円滑に進むような方策を、一方ではそういった不利益も受けながら住民は耐えているわけですか

ら、そういう対応をお願いしておきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） 要望ということで、よろしゅうございますか。

ほかに。

はい、どうぞ。

初瀬委員 また、逆戻りでちょっと恐縮なんですけれども、先ほど議長がお尋ねしておりましたごみの件でございますけれども、学校区単位でお掃除をなさっておられるというようなことで、掃除した掃除の始末はその日に市の方から収集されよんでございましょうか。この点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（増田会長） お答えします。

田中環境部会委員 環境部会でございます。

高松市も香川町さんと同じように、地域清掃のごみについてはその日もありますし、それから後日というのもありますけども、行政の方で無料で収集いたしております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

初瀬委員 我田引水で恐縮なんでございますけれども、私方の団地約550軒あるわけでございます。それで、第2日曜日の朝8時ごろから約小1時間かけて、皆さん全戸、自治会の方が出られて掃除されておまして、それで全部町から給付を受けたごみ袋にそのごみを入れまして、何力所かに道路沿いにずっと出しとくわけです。そしたら、その日のほとんど午前中に来とると思いますけども、香川町の方から収集に来ていただきよるわけ。相当のごみ量になりますんで、第2日曜、自治会の方が積極的に清掃活動をいたしておりますんで、細かいことで恐縮なんですけども、そこらはまた部会の方でよう御協議いただいて、ぜひ、収集の方を、細かいことで恐縮ですけれども、実施方お願いをいたして終わります。

以上です。

議長（増田会長） わかりました。

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町にごみの最終処分場もあるわけでございますが、そこ、今現在、水質検査等々行っております。それ引き続き検査を続けていただいて、地元住民の方に報告いただけるかどうか、ちょっと確認したいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

田中環境部会委員 ちょっと担当でないんで、どうかと思うんですけども、今までそういう検査をやっておるんであれば、恐らく続けざるを得ないというふうに思っておりますけども、ちょっとはつきり、ちょっと担当でないので、申しわけございませんけども。

御厩委員 ぜひともよろしくはつきりしてください。

藤井環境部会委員 環境部会の藤井です。

最終処分場につきましては、法律に定まった水質検査等がありますので、それにつきましては地域の方から報告を求められましたら、報告してまいりたいと存じます。

議長（増田会長） はい。

大塚委員 関連して。

今、議長がお尋ねしたのは単に水質検査でなくて、これはいわくのある施設、香川町の不燃ごみ等を長年にわたって埋め立てをしてきたところの最終污水处理施設があります。この施設は、今後、不燃ごみが埋め立てできるのは三、四年だろうと言われてますけども、污水处理槽は半永久的にこれが維持管理が必要な状況だと思うんですが、その水質検査だけでなく、維持管理を含めて継続が間違いなくできるとは思いますが、できるというお返事をいただいておりますというのが先ほどの質問内容だったと思うんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

藤井環境部会委員 この污水处理施設の最終処分の管理につきましては、当然法律に守るべき基準がございますので、それを遵守しなければ市としてもいきませんので、それにつきましては基準を守って対応してまいりたいと思っております。

議長（増田会長） ほかに御発言ないようでしたら、協議第50号についてお諮りをいたします。

協議第46号から協議第50号までの5件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第46号から協議第50号までの5件につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第51号社会教育事業についてから協議第55号その他の事業（葬斎関係事業）についてまでの5件を一括して議題といたします。

提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第 5 1 号から協議第 5 5 号までにつきまして御説明申し上げます。

会議資料 1 9 ページをごらんいただきたいと存じます。

1 9 ページの協議第 5 1 号社会教育事業についてでございます。提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、2 2 ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第 5 2 号文化振興事業についてでございます。提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、2 5 ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第 5 3 号その他の事業（女性政策）についてでございます。提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、次の 2 6 ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第 5 4 号その他の事業（契約制度）についてでございます。提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、2 7 ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第 5 5 号その他の事業（葬斎関係事業）についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

協議第 5 1 号から協議第 5 5 号までの 5 件の提案内容は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第 5 1 号から協議第 5 5 号までについて、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 社会教育で資料の 1 3 2 ページ、子ども会に関してですが、1 2 9 ページと 1 3 2 ページですが、まず 1 2 9 ページの対応策、調整案につきましては、子ども会がやっておるわんぱく寺子屋等々の行事が「合併年度及びこれに続く 2 年度に限り、現行のとおりとする。」となっておりますが、1 3 2 ページの方では、これは子ども会への補助金に関しては、対応策の後段の方で「合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。」、このあたりが、わくぱく寺子屋等々の行事は合併年度及びその 2 年度に限り現行のとおりとする、そして補助金に関しては 4 年度までに段階的に調整する、これをもうちょっとわかりやすく御説明いただきたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、教育部会の方からお答え申し上げます。よろしくお願いいたします。

松木教育部会委員 教育部会、社会教育課の松木でございます。

まず、129ページ、子ども会の共催事業でございますけれども、これにつきましては、合併した後も子ども会の活動については継続してやっていただきたい。ただし、高松市のいろんな諸制度もございますので、3年目では高松市の制度に合わせていただきたいという趣旨でございます。

それから、次の132ページ、子ども会についての補助金でございます。全体に校区子ども会等につきまして、高松市の場合、各校区が非常に自立してやっております、その一方で、香川町さんの方では、今後とも組織化なり、活動の充実ということが必要であろうということで、こちらの方は3年間の経過措置としたところでございます。

以上でございます。

御厩委員 すいません。4年度目で、どう理解しとったらええんですかね。例えば、4年で割ったら25%ずつ減っていったら、ちょうど一緒になるとか、それでそのあたりは予算的にはどう考えとったらええんでしょうかね。

議長（増田会長） はい、事務局から。

松木教育部会委員 段階的にという意味でございますけれども、おっしゃるように25%程度を想定しております。

御厩委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

大塚委員 香川町での運動会とか、あるいはいろんなスポーツ少年団であるとか、スポーツ関係の運動、香川町でも、かなり活発に今まで進められてきたわけですが、その立役者の一つが、一番大きな柱になってきたのが、私は体育指導委員さんだっただろうと思います。体育指導委員が、高松市の基準に合わせますと、何分の1かに減らさなければならぬと、各小学校区ごとに男女それぞれ1人ずつという体制で、非常に分野が広いんですけれども、地区の運動会から始まって各スポーツ団体、その中に一定の指導委員が影響力を持ちながら協力関係にある中で、振興がされてきたわけですが、これは本当に小学校区ごとに男女1人ずつの指導委員で維持、発展させることができるんだろうかと

いう不安があるわけなんですけれども、人数が少ない分、何らかのかわる対応が高松市の場合されているのかどうか、この点一つお尋ねしたいと思います。

それから、文化振興事業においても、やはり同じような面があるかと思うんですけれども、地域の文化団体、これを高松市の制度に合わせてなじんでいく過程において、十分に呼び水的な高松市の制度の中に溶け込んでいけるような手だてというのは、何か策、考えられるのかどうか、この点お尋ねしたいと思います。これは、単に文化団体だけでなく、例えば女性政策の中でも、女性団体に対する補助も激減するわけなんですけれども、これが活発な活動が維持できるような手だてを配慮していただけてるかどうか、受け入れ体制があるのかどうか、この点も確認しておきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは最初に、体育指導委員の関係、附属資料でいきますと146ページでございますが、教育部会の方から、まずお答えを申し上げます。

熊野教育部会委員 教育部会の熊野でございます。

体育指導委員につきまして、まず御説明申し上げます。

先ほど大塚委員さんの方からお話がありましたように、各小学校区男女各1名となりますと、香川町におきましては6人ということになります。現在、定員20名でございますので、6名ということで減となることでございますけれども、この体育指導委員につきましては、これは各市町におきまして、それぞれ教育委員会が委嘱をいたしております。職務につきましては、行政と地域の、そういったスポーツのかかわりにおきましての調整役という形で体育指導委員さんの主なお仕事でございますけれども、お願いしているわけでございます。そういったことで、行政とのかかわりにおきましては、各小学校区から男女各1名の体育指導委員さんによって、その調整役をお願いいたしたいと思います。

ただ、地域のスポーツ振興におきましての体育指導委員さんの役目でございますけれども、こちらの方が大きな仕事になろうかと思っておりますけれども、今回、合併におきまして、それぞれ香川町さんにおきましては、ほかの5町と比べまして、体育協会の支部というものがございまして、それぞれの小学校区に支部がありまして、地区体育協会の役割を果たしてあるんでございますけれども、今後におきましては、体育指導委員さんが中心になりまして、地域の地区の体育協会の役員さんともどもに、今後の地域のスポーツ振興につきましての御尽力を賜りたいというように考えております。

事務局次長（加藤） 続きまして、まず158ページの文化団体の補助関係につきまして、文化部会の方からお答え申し上げます。よろしくお願いいたします。

馬場文化部会委員 文化部会からお答え申し上げます。

まず、高松市の場合ですが、文化団体に対します補助につきましては、団体に幾ら幾らという定額方式ではなく、その団体の事業量に見合った補助をするということで、ですので、現在、高松市内にあります団体につきましても、毎年同じだけの補助がいくというふうな形にはなっておりません。ですので、現在の香川町におきます文化協会なり、その他の活動団体につきましても、現在の活動が支障なく実施できるような範囲内の補助を、今後事務レベルで調整していきたいというふうに思っております。

事務局次長（加藤） それでは、女性団体の補助につきまして、附属資料179ページでございますが、市民部会の方からお答え申し上げます。

中川市民部会委員 市民部会の中川でございます。

高松市といたしましては、婦人団体の活動は行政上の上から非常に重要であるということで、できるだけ早く高松市の婦人団体連絡協議会にも加入していただき、一本化をしまして高松市に溶け込んでいただくと、そういった点から、その準備期間としまして1年間の経過措置を設けたものでございます。

また一方、市の婦人団体連絡協議会におきましても、これまでも周辺町との婦人団体等への高松まつりへの参加とか学習、そういったものを積極的に交流活動と呼びかけている現状でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 同じく香川町の大塚ですけれども、葬斎関係についてお尋ねしたいと思えます。

香川町に今あります香川郡3町の一部事務組合事業でありますところの葬斎場、これについてですが、現在、地域の住民との間で、この葬斎場は3町の人が使うという条件のもとに、ここに設置が成り立ってます。さらには、かつて高松市の火葬場に香川町の住民全体がお世話になっとったわけですけれども、高松市では、香川町の火葬に関しては受け入れられないということで断られて、施設ができるまでの間、大変、香川町の住民、不自由をした経過があります。その経過の中で、綾南町にあります綾歌の組合施設、ここに大変お世話になりました。また、三木町の葬斎場の施設にも大変お世話になって、今の施設ができるまでの間のつながりが何とかできたわけです。

そういう関係からも、こういった施設との間で香川町で施設ができた暁には、もし、そういったところの施設の改修等で必要があれば、いつでもお使いくださいと、香川郡3町の区域の人と、そういった地域の人、そういう対応についての受け入れを地元住民に納得いただいて今の施設が成り立ってきたわけですが、地域住民の中から、合併したときには、市全体の不特定のところで利用できるのが、市の施設になれば当然ということになるわけですけれども、そういうことになると地元としては困ったことになるがという話がありました。この点についてはどうなるのか、このことを確認しておきたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） ただいまの件は、附属資料183ページの葬斎場の使用の関係でございます。市民部会の方からお答えを申し上げます。

久利市民部会委員 市民部会でございます。

葬斎場施設の利用につきましては、今回の合併協議の中では、高松市の斎場公園については、香川町の地域の住民の方は利用できるようになりますと、こういうことを調整の中で申し上げております。

ただいま、大塚委員さんから御指摘のいただいた点は、現在の3町で構成されております香川南部葬斎場組合の運営に係る問題でございまして、この一部事務組合が今後どのような形になっていくのか、それによっていろんな視点に立った検討が必要かと思っております。したがって、この協定項目第16号の一部事務組合等の取扱いの協議を踏まえというふうにさせていただいております。その上で、基本的には、お互い香川町の町民の方にとりましても、住民サービスの変化を来さないことを基本に合併時まで調整をするというふうなことで調整案を取りまとめさせていただいております。したがって、地元のやすらぎ苑の使用についてどうなるのかは、その中で検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

中原委員 香川町の中原でございます。

指定文化財についてお尋ねをしておきたいと思っております。

附属資料の152ページですが、香川町に御承知のように伝統文化財といたしまして祇園座とひょうげまつりの二つがございます。それで、この二つの文化財の保存、育成ということで、一応、先般の説明では補助金は現行どおりとするということですが、対応策の

中にある件で2点確認をしておきたいんですが、1点は、香川町の指定しておる二つの文化財を高松市の保護審議会に諮るものとする、その「諮るものとする」という意味合いは、素直に、香川町の文化財を合併すれば高松市の文化財と指定しますよという意味で受け取っておけばいいんでしょうかということが1点です。

2点目は、補助については現行どおりということで非常にありがたいんですが、ひょうげまつりについては町も指定しておる関係で、行政としてもシャトルバスの運行であるとか、あるいはまた、当日の交通安全についての町の職員の若干の派遣であるとかという支援を、行政としてもしておるわけです。補助金以外に、そういう支援もいただけたらありがたいんですが、いただけるでしょうかという御質問です。よろしくお願いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

馬場文化部会委員 それでは、文化部会からお答えをいたします。

まず、指定文化財を高松市の文化財保護審議会に諮るということの意味合いでございますが、町指定にされた段階で町の方で十分審議をされていらっしゃると思いますので、原則としてその意向を尊重し、ただし、高松市の指定文化財となるに当たりまして、市の文化財保護審議会が何が指定であるかということを知らないということもできませんので、そういう意味合いにおいて諮るというふうにしたと理解をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、ひょうげまつりについては、大変地域の特色ある事業として貴重なものというふうには認識いたしておりますし、これを高松市域の事業として引き継いで実施をするからには、当然のこととして、その実施に関して支障のないような方策はとらなければならないと思いますので、その点につきましては、今後また事務的に対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

中原委員 ひょうげまつり保存会という団体があるんですが、この団体が中心になってひょうげまつりは執行しておるわけです。そういうことで、今後、合併した後は、行政といたしましても保存会と十分連携をして、これが地域の活性化に結びつき、また、ひょうげまつりが一層発展するような方向で御援助いただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） わかりました。ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

溝淵委員 香川町の溝淵でございます。

156ページになるんですけども、香川町の文化祭、ふるさと香川フェスティバルというのが例年11月に全町挙げて行われておるんでございますけれども、この中で見ておりますと、対応策として、「香川町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。」ということになります。そうすると、今までかなりな予算をとってやっておりましたんですけども、地区文化祭ということになれば、一開催につき5万円ということがこの156ページのところに入っております。今までのあれからしたら、この5万円では、ちょっと文化祭、フェスティバルができないと思うんですが、市側として今後の対応はいかになさるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

馬場文化部会委員 それでは、文化部会からお答えを申し上げます。

確かに高松市の地区文化祭の場合、どの地区も現在一開催につき5万円の補助しかいたしておりません。ただし、香川町さんの場合、これまで町の教育委員会が主体となってやってこられたという事情もございますので、今後におきまして、香川町文化協会なり、地元の引き受け団体というものの育成も含めまして、そこへの補助等の中で連携をさせて考えていきたいというふうに思っておりますので、今後、調整をしたいと思っております。

溝淵委員 それからもう一点、この前にちょっとお尋ねしたんですけども、香川町の菊花会というものがございますけれども、この菊花会が町から10万円の補助をいただいて香川町のフェスティバルに菊の展示をしたり、協力してやっとなるわけなんでございますけれども、今後、高松市になった場合に、こういう文化関係の団体の補助がいかなるような状況になるのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

馬場文化部会委員 お答えします。

調整方針158ページをごらんいただきたいと思いますが、158ページの対応策の欄にございますように、香川町地域におけます、そういう菊友会的な、その他コーラスですとか文化団体がなさいます事業につきましては、その3、高松市に現在ございます芸術文化活動事業補助という制度を適用することによりまして、補助をさせていただくことができますので、それを御利用いただくという方向で事務レベルでは調整をさせていただいたところ です。

溝淵委員 はい、わかりました。どうも。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

附属資料の181ページ、契約に関することでございますが、私どもの香川町では、指名競争入札を一般的にやっておるんですが、高松市さんは、公募型指名競争入札ということ。我々の町にも中小が中心ですけど、業者もおります。そのあたり、私もちょっと勉強不足でわからないので、どういう形の入札なんか教えていただきたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、土木部会の方からお答え申し上げます。

西岡土木部会委員 土木部会の西岡でございます。よろしくお願いいたします。

公募型指名競争入札と、香川町さんの方では従来の指名競争入札ということで、入札の方法が大きく異なっておりますが、公募型指名競争入札は、高松市がっておりますのは、業者の入札意欲を反映した指名ということでございまして、具体的にはホームページで募集をいたしまして、一定の条件のもとで公募するわけですけれども、その条件に合った業者さんを指名していくと、こういう形でございます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第51号から協議第55号までについてお諮りをいたします。

協議第51号から55号までの5件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第51号から協議第55号までの5件につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第56号合併の期日についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明します。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料28ページでございます。

28ページの協議第56号合併の期日についてでございますが、この合併の期日につき

ましては、28ページの下の方に参考という形で記載しておりますように、昨年6月に開催いたしました第7回会議において、より具体的な期日は改めて提案することとした上で、そこに書いておりますように、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目指とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」、このような内容で確認をされております。

この合併の期日につきましては、既に塩江町が平成17年9月26日と決定いたしておりますが、高松市と香川町とで協議いたしました結果、今回、具体的な合併の期日については、ページ中ほどの枠の中に記載しておりますように、「合併の期日については、平成18年1月1日とする。」としたところでございます。この18年1月1日という合併の期日を選定した理由につきましては、次の29ページに整理をいたしております。

29ページをごらんいただきたいと存じます。

1の合併の期日選定の理由でございますが、まず(1)にございますように、住民サービスに最も支障が生じない日であるということでございます。合併に際しましては、通常市の業務等を行う中で準備などを行い、合併と同時に円滑に事務の移行を行う必要がございますが、本年秋以降の予算編成、議会開催、あるいは各種の業務の状況などをさまざまな角度から検討いたしました結果、この18年1月1日が最も円滑に事務の移行が行え、ひいては住民サービスに支障が生じない日であるということでございます。

次に、2点目でございますが、定数特例による増員選挙で選出された新議員が平成18年度の高松市当初予算を審議する3月定例会市議会に参加できるということでございます。増員選挙は、合併後50日以内に行われることになっておりまして、合併の期日がもう少し後になりますと、合併後の高松市の当初予算の審議の際、町を代表する議員がいないという状況になります。

次に、3点目といたしまして、年末年始の休日6連休を挟んでおり、特に電算システム移行を含め、合併移行事務、その他合併前後に集中して対応しなければならない業務が最も円滑に対処できる日であるということでございます。先ほど申し上げましたように、合併と同時に円滑に事務の移行を行う必要がございますが、実際に業務を開始いたします1月4日の前に6連休がございまして、この期間を利用して移行作業が行えるということでございます。特に現在、あらゆる業務が電算化されておりますが、住民のサービスに支障を生じないよう電算システムの円滑な移行を実現するためにも、合併前の休みが長い方が望ましいということでございます。

次に、4点目といたしまして、中核市を初め全国的にも最も合併の事例が多い日であるということでございます。合併に伴う移行作業につきましては、合併の方式やその自治体の規模によりまして、その内容が異なりますが、調査した時点では、中核市や県庁所在地など、全国的にも合併の事例が多い日でございます。

なお、次の2は先進地域の事例を記載しております。

表の下の欄外にございますように、これは平成11年4月1日以降に編入合併いたしました中核市等及び平成17年3月31日までに編入合併することを総務大臣が告示している中核市等の事例でございます。この中核市等とは中核市と県庁所在都市でございます。ごらんのように、表の中ほどにございますように、同じ四国の高知市、松山市のほか、大分市、長野市がことしの1月1日に合併をいたしております。なお、長崎市におきましても、実質同じ日でございますが、1月4日に合併をいたしておるものでございます。

以上が合併の期日の提案内容でございますが、当初協議会で設定いたしました合併協定項目のうち、合併の期日と後ほど御審議いただきます建設計画を除いた合併協定項目につきましては、既に御確認をいただいたところでございます。事務局といたしましては、今後のスケジュール等も勘案いたしまして、会議規程の定めがございますが、委員の皆様の御了解が得られるのであれば、本日の会議で意思集約を図ることを念頭に御協議をお願いしたいと存じております。

以上で協議第56号合併の期日についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第56号について、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言を願います。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

この期日に関しましては、私どもでも合併特別委員会等でお聞きはしたんですが、まだちょっと最終調整ができておりません。と申しますのも、合併協定項目の中にも合併時まで調整するという項目が幾つかございますし、そのあたりがやっぱり十分にすり合わせができる期間も欲しいがという意見もあるわけでございます。

また、統一地方選挙で我々の町と国分寺と牟礼の関係で、そのあたり、ほかの町の意向等とも聞かにゃならんし、庵治さんにしては町長選挙がある、香南町にしても議員選挙があるということで、ちょっと我々と事情が違うんで、そのあたり、牟礼さんや国分寺さんの意見も聞きながら、十分に慎重に決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いたい

します。

議長（増田会長） ただいまの意見に対して何かほかに御意見ございますか。

はい、どうぞ。

富田委員 香川町の富田ですが、私は合併の期日については、この提案どおり1月1日でよいというような判断をしとんですけれども、といいますことは、この3に書いてありますように、問題は町民、市民のレベルで物事を考えた場合に、休みが長くあるということは十分な行政システムの調整ができるというように見とるわけです。そういうようなことから考えてみたら、議員の人情からいうと3月というようなことも言えるかと思えますけれども、町の事業につきましても、大方、1月1日の合併であれば調整もできるであろうというような観点から考えて、いずれにいたしましても、新しい年を迎えて、町民、市民が安心して高松市に合併していけるというような日取りを設定するのであれば、1月1日が一番ええというふうに私は思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

三笠委員 三笠でございますが、今の富田委員さんのお考えに同感なんです、確かに今までの香川町と高松の合併協議会の中で、各委員さんのそれぞれのきめ細かないろいな御意見をいただいたと、そういうことが、これからまだまだ正直言って出てくるだろうと思います。町民の皆さんの御意見等が出てくると思うんは、これはもう我々も十分承知をいたしておりますけれども、そういう意味合いからして、やはり3月の議会で議員さんが出てくる予算審議に、十分香川町の考え方を反映させていただくということが、私は本当に、住民に対して何よりも大事じゃないかというふうに考えます。

そういう意味合いからして、これはもう3月というよりも、当然早い、まだ1月1日、ちょっと遅いような感じもするんですが、これは提案でございますから、そういう意味合いで、やはり住民サイドで、特に一番最初の予算議会というのは非常に重要であるという、もう大方が議員さんばかりでございますんで、そこら辺は十分御承知をいただいた上での合併期日ということであれば、1月当初の期日が一番ベストであろうという考え方でございますんで、そこら辺は香川町の町民の皆さんも十分御理解はいただけるんでないかというような考えであります。

以上です。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

この点については、先ほど議長からも発言がありましたように、香川町の合併問題特別委員会、議会の特別委員会で、それぞれの意見を伺ったところ、こういう案でどうかということが示されたのに対して、そのままええがというのは5人でした、18人のうち。というのも、2,000項目を超えるすり合わせ事項が、事務処理が、これからされなければならない、あるいはそれ以外にも、建設計画を初め、先ほど来論議になった農林水産関係、また建設関係、未知数のところがたくさんあります。ここらがすり合わせの中で、香川町地域が今後どうなっていくのかというのが明確にできるような期間を置いてほしいというのが大半の意見だったように思ってます。

私もそういうことですが、そういう条件が整えば、私は逆に極端な意見として言ったんですけれども、香南、塩江がもし9月にすると、塩江は9月で決定してますけれども、9月にするんだったら、それまでにそういう条件が整えば、それは9月だっても構んでないかということも言ったわけですが、結果的に、そういうすり合わせができるのには、一定の、常識的に見て期間がどうしても必要でないかというふうに私たちは見えています。そういうことから、議会の特別委員会で意見は5人の方が1月1日に賛成されましたけども、それ以外はいろいろ条件がつけられました。すり合わせ事項が完璧にできるようにとか、いろいろ条件がつけられて、その時期にということになってますんで、よろしく願いたいと思います。

なお、この意見の集約というのは、まだ未知数のところもございまして、きょうのところは置いていただきたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

三笠委員 三笠ですが、先ほど議長さんがほかの国分寺や牟礼の話も出されよりましたけれど、これは、それはそれとしてわからんこともないんですが、やっぱり高松と香川町の問題、香川町の町民さんの本当の気持ちというのがやはり一番大事でありますから、当然、その中で皆さん選良された方々ばかりですから、そういうことを中心にやっぱり決めるべきというふうに思っておりますし、当然その中で、やっぱりこれはある程度、ちょっと日を決める方が、これはもう正直言って、持ち帰ってやっても、これは日数が無限になるような、無限というか、先がわからんような、そういうようなにおいがちょっと私どもぶんぶんするんですが、そこら辺はやっぱり期限を切った上での話に持っていきべきじゃ

なかろうかというふうに考えますが。

議長（増田会長） はい。

梶村委員 あわせて、私、御意見申し上げたらと思います。

私も、議員さんの、皆さんの御意見というのは、それぞれ各町の議員の皆さんの御意見というものを聞きしているうちに、できれば3月ぐらいまで、合併の期限が3月の末というようなこともありますから、3月の末でもいいんではないかというふうにいるいろいろ考えましたが、やっぱり、先ほど来話がありますように、合併の時期を決めるというのは、どの時期が一番、合併した町も、それからまた高松市も行政サービスが円滑に提供できるようなシステムの構築ができるか、切りかえができるかどうかということに焦点を当てなければいけないということがまず第一だと思います。

その上で、先ほど来話がありました、すり合わせをするのに時間が要るではないかというお話、もっともだと思います。多くの項目を、これ合併時まで調整するという意味ですから、それは来年の3月までそれを持っていったらできて、1月だったらできないかということになりましたら、これはまたいろいろ御意見があるところなんで、私などの経験からいうと、先に最後のとりでというか、最後の時期を決めといて、作業にかかった方が効率的な作業ができるという、自分自身の経験からいって、それはやっぱり、先の期限を決めて、いい時期を定めて調整を図ることで時間の空費は少なくなっていくのではないかと、効率のよい調整ができるのではないかというふうに私は思います。

同時に、やっぱり、高松が今、合併協議会を持っているのが六つの町とやっております、一つはもう塩江は終わりましたですから、あと合併の期日を決めていくという形からいけば、五つの町と一緒に用意ドンで、おい五つの、ほんなら合併、ちゃんと日にちを決めたらええんじゃないかという話はあるんですが、それぞれスタートした時期も違いますし、大詰めのそれぞれの町の雰囲気もちょっと違っております。したがって、おっつけ庵治、牟礼の皆さんとの協議も2月の最上旬には日程が調整つくものと私は考えておりますから、香川町の皆さんの御理解得られるんなら、この時期にこれ持ち帰ってやっても、やっぱり同じ、やっぱりこの2月の上旬、一定の時期にやらなきゃならないし、また、香川町の皆さんは町の皆さんに対して説明会を開いて、それで住民投票を実施するというようにお聞きしておりますので、それからいっても、合併の時期を明確にして、早く作業に入っていくということの方が、より町民に対しては親切な形になるのではないかというふうに、ちょっと何ですけども、気持ちもいたします。

そんなことから、私は、やっぱりこの際は、できることならここで1月1日ということ
で御確認いただいた方が、今後の調整もうまくいくのではないかというふうに思います
んで、ぜひ御協力いただけないかというように思います。

議長（増田会長） ちょっと、先ほど事務局の方が後の日程の話をしておりまし
たが、もちろん日程の都合さえつけば、そういうことでもいいんですけども、そこら
がどんなのか、それと1月がどうのということ、3月が困難な理由、したがって、1月に
しなければならないとすれば、できるだけ早い時期に決定をしなければならないとい
うことについて、もう一度ちょっと詳しくお願いできますか。

事務局長 事務局から説明します。

今、議長さんの方から言われましたけれども、今後の合併協議の日程的な問題ですが、
基本的に、本日の会議資料をごらんいただいたらおわかりのとおり、これまでの協議の経
過からいきまして、本日が最終であるというような認識のもとで調整をさせていただ
いておりますし、次回の会議日程も定めておりません。そのようなことを含めて御協議を
いただきたいということでございます。

それから、第2点目の合併の期日が3月ということが非常に困難であるという理由につ
いて説明をいたしておりませんので、この機会に、若干私の方で説明をさせていただきます。

平成18年、来年の2月、3月は3連休がないということで、非常に合併に至る作業が
難しいというのが第一にあります。それから、御承知のとおり年度末になりますので、
現年度の整理とか新年度の準備などが重複すると、非常に業務がふくそうするという時期
であると。3月は、先ほどもございましたが、当初予算審議の定例市議会が通常25日間
ということで、合併前後の対応ができない時期になると。3月の合併では、合併協議によ
って固まってきます一部事務組合が必ず変更になります。その一部事務組合の規約の変
更等の手続を初め、組合の条例規則等の改正、当初予算、組合の補正予算、その他事務手
続、組合議会の開催対応とか組合議会議員の異動があります。そのような対応など、さま
ざまな支障が生ずる時期であると。合併時には編入町の打ち切り決算を即日しなければ
ならない。編入町に係る補正予算の措置も専決処分等があります。組織機構の整備、合
併に伴う人事異動、支所の開所、執務室の整備など、合併前2週間程度の間集中して
行わなければならない。このようなことと議会開催期間とが重複するという問題がござ
います。

それから、3月下旬の合併の場合には、合併時の組織・機構の変更及び人事異動と通常

の3月末の退職者及び4月1日の新規採用職員に係る大幅な人事異動を、ごく短期間の間に2回実施するということになりまして、事務の遂行上、混乱が予想されるということでございます。このように、3月は検討対象期間の中で最も支障が生じる時期であり、あえてそれを選択する理由がないということで3月を外しておりますので、御理解をいただいた上で御協議を賜りたいと思います。

御厩委員 香川町の御厩です。

21日の私どもの香川町の特別委員会におきまして、この期日に関しましては、我々委員が決めてくるのではなくして、もう一遍持ち帰れという話になっただけです。ですから、きょう決め言われても無理なんですよ、これ。ほかの議員さんから攻められて、何で決めてきたんやということになるんで、結果はどういう返事になるかわかりませんが、持ち帰らせてください。お願いします。

議長（増田会長） そういうことでございますので……。

はい、どうぞ。

鎌田委員 高松市の鎌田でございます。

お持ち帰りになるのであれば、議員の先生方にも、それから住民の皆さん方にも、合併は、本当は一日でも早くした方がいいんだとおっしゃってください。要は、合併特例法によるいろんな緩和措置というか、補助措置ですね、あれがいつまで国がやってくれるかわからないわけですよ。もうこのごろ竹中大臣が公言しているように、もう財政は破綻状態、それにもかかわらず、きょうの新聞にも出てたけど、国債はふえる一方、08年ということは、平成20年には例の国債借りがえの08年問題が待ってる。この合併というのは、国が破綻するからそろそろおまえら自分で歩けるようにしろよという、合理化して、儉約して財政を削減しろよという、そういう国の意思で始まったことですから、アンケートなんか見ても、今より悪くなりそうだから合併反対とか言ってますが、悪くなるに決まってるんですよ。全員が沈没する前に、何とか合併して少しでも生き残ろうと、立木につかまって洪水に流されないようにしようというのがこの合併の始まりなんですから、高松市と合併したらよくなりますよみたいな、そういう甘い考えはもうなしにして、じゃあ、香川町一町で今後やっていけるのかと、そういう将来像をかくのが議員の先生方の義務だと思いますので、甘いことは言わずに、まだ国に多少なりとも余裕のあるうちに、一日も早く合併した方が得なんだよという、そういうスタンスで皆様方を説得してくださるといいなと思います。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ございませんでしたら、ただいま香川町の議会のほうの、そういう申し合わせもあるようでございますので、協議第56号につきましては、引き続き継続ということで、次回会議で改めて意思集約を図ることとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、協議第28号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第28号建設計画について説明いたします。

継続協議となっております建設計画につきましては、前回から一部修正がございますので、別添の附属資料その2建設計画案で説明いたします。

附属資料のその2建設計画案の、まず38ページをお開きください。計画案の38ページでございます。

ページ中ほどの（2）魅力ある観光・交流を育てるまちづくりのうち、観光・交流の振興の後段部分、7行目あたりの、さらに以降でございますが、今回、香川町さんからの強い要望も踏まえまして、読み上げますと、「さらに、高松南部地域の活性化につながる新たな観光拠点の形成を展望し、特色あるスポーツ施設の整備に関連させ、民間活力の導入も視野に入れる中で、市民の憩いとリフレッシュのためのレクリエーション施設等の誘致など、その実現可能性について、調査研究を進めます。」という文章を追加するものでございます。

次に、36ページをお開きください。

36ページは、連携のまちづくりの重点取組み事項の一覧表でございますが、その中でページ中ほどの施策項目が教育環境の整備のうち、教育環境の整備の一番上の幼稚園、小・中学校施設の整備に、括弧書きで施設の耐震化などを追加するものでございます。

このほか総論部分、市の将来構想にも修正がございます。25ページをお開きください。25ページでございます。

2-4-4エリア別の機能整備の方向において、の臨海部・島嶼部エリアの記述の最後でございますが、また以降でございますが、「また、豊富な水産資源を活用した高付加価値型水産業などの産業の振興を図ります。」という文章を挿入いたしますとともに、次の26ページのエリア別機能整備（まちづくり）のイメージ図にございますように、一番上の臨海部・島嶼部エリアにおきまして、高付加価値型水産業育成機能を追加するものでございます。

修正箇所は以上でございます。簡単でございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第28号について、御質問、御意見ございましたら、御発言を願います。

はい。

御厩委員 資料でいいますと、私もこれ何回目、3回目ぐらいになるんで、ちょっとあれかと思うんですが、17ページでいいますと、高松市南部の要としての拠点機能ということが建設計画にうたわれております。それで、支所の話でございますけれども、ぜひとも総合的なほとんどの業務ができるような支所を置いていただきたい。また、そのあたりが御理解いただけるのかどうか、人的にも、組織的にもできる限りそのような支所にしていただきたいんですが、どうでございますでしょうか。

議長（増田会長） これは事務局というよりも、じゃあ、私の方でお答えしましょうか。

総合支所というのは、ちょっと私としてもはっきり意味がよくわかりませんが、他の支所とどう違うのか、それはもちろんいろんな仕事によって機能が当然違ってくるとは思いますが、他の香南町や塩江町さん、あるいは私方にある山田支所と基本的な違いということにはならんと思うんです。ただ、塩江であれば温泉があるとか何があるとか、そういうことがあれば、当然そういう機能というのを付加されていくわけで、香川町にとっても、そういうことは当然地域性があることについては、機能は当然持っておくべきだろうと思いますが、例えば人事であるとか予算であるとかは、もう当然のことですが、ないことになりまして、ただ、この間、南部の運動施設等についてもお話がありましたように、政策的に見て香川町において香南町や塩江町さんのをまとめた方がいいというような仕事も当然出てくるだろうと思いますので、ちょっと具体的に申し上げられませんが、そういう機能に応じた支所ということにはなろうというふうに私は思います。

御厩委員 私、住民の方が、これは本庁へ行ってくれ、これはここでできるけど、このまま本庁へ行ってくれという、交通の便等と渋滞等考えますと、南部だけにこだわるわけでもないんですが、高松市の面積も広がって、西部にもそういう場所があってもいいし、東部にもあってもいいし、南部にもあってもええ、せっかくの合併の機会ですから、そういう形の支所の考え方にもぜひとも考えていただきたい。中央集権的な合併じゃなくして分散型の合併もあるんだということで、ぜひともお願いいたしたい。

議長（増田会長） これは、もう私どもの支所、出張所の機能を今後どうするかという

問題にも関連いたしますので、その中で考えるということになると思います。基本的には、何度も言いますように、住民サービスの低下を来さないようなことが基本ですし、ですから、いろんな健診であるとかなんとかが、一々全部行かないかんようなことにならないよというように、これを、これまで考えておりますし、逆に本庁でやりよったようなことを、できるだけもう支所・出張所で分散するようなことも、仕事上、当然考えていくという中で、おっしゃられたようなことも総合的に勘案させてもらいたいと思います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

先ほど水防関係でもお願いしたところですが、この建設計画との絡みでも、やはり先ほど議長が言った総合支所ということの中には、緊急対応のできる、そういう指揮系統もやはりどうしても必要でないかと、特に香川郡3町の場合、内場水系、そしてこれからつくられるであろう椋川ダム、こういった水源を背後に抱えて、そして、その水が香川町内で、高松市の上水源のかなりな部分を香川町を経由して行ってるわけです。そういうことから、香川町はそういう、特に水防、それ以外の危機対策もありますけども、そういう水防について、高松市の中心部の危険状態が出てきたから香川町はどうなんだというて問い合わせられた段階では、もう手遅れという場合も起きかねない環境的条件があります。香川郡3町とよく似た状況下に、ダムは背後にありませんけども、あったのが私は山田地区、植田とか川島とか、これがそういうことが私は背景にあったんでないか。あそこで、もし、現地で指揮できる何らかの機能が備わっていれば、あそこまでの遅れは出なかったんでないか、そういうふうを感じるわけです。

そういうことから、総合支所というのには、そういう意味も含めて、やはり充実をしてほしいというのがあります。そういったことは、今ここで言っても、これはなかなかいかんだろうと思います。前回のときに、私の方から言った財政計画なども、これからの合併期日までの間に、十分事務レベルの中ですり合わせをしながら、具体的な方向性を出して整えていただきたい。このことを実質最後の合併協議会に当たってお願いしておきたいと思います。

以上のような意味からも、総合支所というのは、どうしてもやっぱり香川郡3町の中に一定の機能を備えたものが必要だということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

井原委員 井原です。

ちょっと僕は、この建設計画というのは非常に重要な案件だと思いますし、これをちょっとじっくり読ませてもらいまして、それに関する私の所見というか、感想と、それから要望をこの際ちょっと申し上げさせていただけたらと思います。

基本的には、やはり合併ということは何かっていうと、それぞれの行政レベル、市町の組織の再編ですから、それはその行政担当者にとっては大変で細かな利害の対立、その調整に非常に苦心されて、しかも合併する以上は建設計画がなければならないわけですから、非常に苦勞なことを、その努力は非常に高く評価したいと思います。

ただ、率直に申し上げますと、そもそも市町村の合併ということは何なのかということを考えますと、市町、香川の場合には村はありませんけど、これは基礎自治体で、自治ってことは地域のことは地域でしっかりやっていこうと、それが一番肝心かなめのことなんです。国とか県とか一切関係ないと、だからみずからの地域のことは地域として自立しよう、この言葉で言いますと、自立性の高い自治体をつくらうということをやちゃんと書かれてる。そういう点では、筋は通っていると思います。

ただ、ちょっと感じたことは、建設計画の中身を十分に精査して、それを実現するためには、数ある選択手段の中で合併しかない、という形で合併をしていくというのが本来望ましい方向ですけれど、実態はそれとはほど遠くなってきてます。これは、高松・香川町の合併の問題じゃありません。全国的にそういうことが言える。それはなぜかっていうと、先ほど鎌田委員の方からも紹介されたように、彼の問題意識と僕の問題意識は全く一緒でありまして、合併することによって新しいプロジェクト、こういうすばらしい町ができるんだとか、こういう新しい事業が展開できるんだというプラス思考じゃなくて、合併しなければますます大変な状況になってくると、地域の自立そのものも損なわれるような、そういう時代状況になってきてるんだと、ということは何かっていうと、建設計画の位置づけも、合併するかしないか、合併しなかったらもっと厳しくなるよ、だからこそ、とにかくそれぞれの自治体が頑張りましょうやという、そういう色彩が非常に強くなってきてると。

今回、この文言、建設計画はわかりやすく言うと、まちづくりプランということになってますが、どういうプランなのかということを読ませてもらいますと、個別、具体的な事業は私の見る限りほとんどないと思います。大きなハード面の整備、これ一切ありません。むしろ、じゃあハードよりもソフトでいろんな地域戦略といいですか、連携していこうと

か、そういうものがあるかっていうことを見ますと、若干それは出てきてるかなというふうには読ませていただきました。

そこで、私は、それはもうこの時代状況であればやむを得ないというふうに思います。もう一度そういう点で見ますと、一番大切なことは何なのかと言えば、「はじめに」ということで集約されてます。アブストラクトって、要約で。具体的には、第2章のまちづくりの基本方針なんです。このまちづくりの基本方針をよく読みますと、キーワードはそれぞれ地域特性を生かしながら、総合的、一体的なまちづくりっていうことになってますね。だから、それぞれの地域特性を生かしながらっていうことは、この場で置きかえまして、高松市の地域特性、香川町の地域特性、先ほどいろんな芸能、文化的なものだとか、いろんな気質の違いなんかもちょうと紹介があったと思いますが、そういう地域特性を生かしながら総合的、一体的なまちづくりをやるという、こういうことだと思います。ただし、その課題として何があるかっていうと、合併に伴う一体感の醸成っていうことです。一体感が本当に熟してるかどうか、まだまだ大変だろうと僕は思うんですよ。

そういうふうに考えると、実は建設計画っていうことは、合併することによって、この建設計画の中身を実現するというよりも、合併すること自体が非常に重要な目的になりつつあるというふうに私は理解した方がいいと思います。つまり、合併することによって総合的な、一体的なまちづくりをやるという、だから合併に伴う一体感の醸成っていうことが我々の委員に課せられた非常に重要なことではないかというふうに思ってます。

そういう点で見ると、一体感ということはどういうことなのか、これは先ほど議長の方からも紹介がありましたけど、まず信頼感がなかったらだめじゃないですかとか、利害、得失、損か得かちゅう議論したってしゃあないじゃないかと、こういうことも関連するわけですけど、一番大切なことは、やはり住民レベル、行政レベルよりも、それぞれの地域住民にとって、どういう一体感っていいですか、連携、役割分担、協力ができるのか、それぞれの地域資源をもうちょっと広く利用してもらおうとか、そういう働きかけができるのかみたいなことも重要だと思います。そういう点では、相互交流、それぞれの高松市民、香川町民がいかにかフェース・ツー・フェースというか、相互の交流を密にしていくのかっていうことが、今後の、もう最重要な課題ではないかと。

意外と、例えば香川町にすばらしいものがあるとか、すばらしい行事があるといっても、なかなか、じゃあ、足の確保はどうかと、いろんな問題出てきますね。それをすぐ補助金もらってどうのこうのっていう時代では僕はないと思うんで、お互いにお金がなければ体

を出す、じゃあ、NPOのかかわりでどうするかみたいな話になってくると思いますから、そういう点で見ると、一番一体感で大切なことは情報の開示ですね、情報開示っていうのはここでいうと5章の財政計画です。この財政計画も、これはちょっとわかりにくいと思うんです。一般の人がこれを見て絶対わからないと思うんです。

それはどういうことかっていうと、国はもう完全に財政的に危機的状況ですから、県も危機的な状況、去年の10月に公表したじゃないですか。ということは、いわゆる基礎自治体として町とか市とかがどれほど自立するかっていうことは、自前で金をどうやって捻出するか、そういう予算にかかわること、資金調達にかかわることについては、もう少し本腰入れてわかりやすく説明してくれませんか。もうちょっと言い方変えますと、地方交付税、三位一体の改革の中で地方交付税、交付金の話がありますが、これは若干ずっとふえ続けるように見えますし、確かにこれは県はストックで、ある程度、市とかそういうところにおりてきてますから、それが今後かなり減ってくるだろう。また、ひもつきになってくるだろうとか、いろんなことが出てきます。だから、従来どおりの延長的な思考で、こういう政策シミュレーションをたとえ10年やっても、僕は非常に危険だというふうに思ってます。だから、歳出項目の見直しだとか、それを自前で考えて創意工夫をやっていってもらおうと、だからちょっとあれこれ申し上げて恐縮ですが、一番大切なことは、地域住民の行政サービス、そういう視点に立って、もう一度地方財政、いわゆる歳出項目、歳入の項目、それをわかりやすく住民に知らせなかったら、その地域は絶対自立した地域じゃないんですよ。いわゆる他力本願的な助成金、交付金をねらうとか、国の補助がどうのこうのちゅうレベルで、それはもう合併を語る資格、僕はないと思いますから、だから、いわゆる情報開示、特に5章のところ、これをもう少しわかりやすく、別の建設計画でなくて結構ですから、わかりやすい、自分の台所事情がどうかっていうことをわかるように、そういう新しい高松市あるいは香川町の合併で生まれる都市について説明をすると、それはぜひ、行政関係者はやっていただきたい。

それから、何よりも、もうちょっと、お互いに丁々発止で議論するよりも、お互いに協働っていいですか、行動を伴うことの方がいいのかなと、お祭りだとかいろんなことも結構だと、スポーツでもいいと思うんで、そういう何ていいですか、先ほどちょっとあれはシャトルバスの運行とかなんか、中原さんおっしゃったかな、ひょうげまつりとか、そういうときに一緒に行けるような、そういうことをやるっていうことは、ぜひ頑張っていたいて、そういうことで一体感っていうのが本当に醸成できて、一体的なまちづくりに一歩

進むんじゃないかと、あとは全体的な外の制約ですと、遅くなればなるほど大変だっということは鎌田委員の意見と私は全く同感ですので、早く自立できる、総合的な、一体的なまちづくりに対して一歩踏み出していただきたい、それが私の要望です。

したがって、建設計画そのものについては文言を変える云々ちゅうのは一切ありません。それよりも、むしろ、これはこれとして置いていただいて、もうちょっと本当のそれを生かす、具体的な中身の検討を鋭意進めていっていただけたら。それは要望です。

以上です。

議長（増田会長） 大変貴重な意見ありがとうございました。

それでは、協議第28号についてお諮りをさせていただきます。

協議第28号につきましては、先ほど説明のありました修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第28号につきましては、修正案のとおりとすることを確認いたします。

会議次第3 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、（2）の議案事項でございますが、議案第16号合併協定書につきましては、本日すべての協定項目について確認ができませんでしたので、次回会議で、改めて提案し、協議をすることといたします。

会議次第4 その他（1）事務事業の調整について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4 その他の（1）事務事業の調整について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務事業の調整について御説明いたします。

本日、資料はございません。事務事業の調整でございますが、合併協定項目に係るものにつきましては協議が終了いたしました。住民の負担、サービスに直接的な影響を及ぼさない事務手続の方法等につきましては、非常に数が多いでございます。今後も、市町間で協議、調整を行っていく必要がございます。これらの事務的な処理方法等でございますが、別途帳票を作成した上で、幹事会で進捗状況並びにその調整結果を報告いたしまして、会長、副会長の決裁をしていただくということで対応したいというふうに考えております。

なお、各合併協定項目の調整案の中には、合併時まで調整する、あるいは市長、町長が別に協議して定めるというものがございますが、これらにつきましては、調整が終わり

次第、適宜、合併協議会におきまして御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

事務事業の調整については以上でございますが、会議の開催予定について若干御説明申し上げます。

本日、合併の期日につきましては継続協議となりましたことから、これについて改めて協議するため、協議会を開催する必要があるがございます。次回第16回会議になりますが、この日程につきましては、今後、速やかに市町間で調整を行った上で委員の皆さんにお知らせをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 事務局からの説明は以上で終わりました。

せっかくの機会でございますので、この際皆様方の方で何かございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚ですけれども、たびたびの発言で恐縮ですが、きょうに至るまでの間に、香川町の議会の特別委員会、議員全員で構成されてるわけですけれども、その特別委員会では、多くの項目の中に、例えば地域審議会をめぐる論議、あるいはきょうの農林水産関係、また児童福祉や環境対策、建設関係、そして最後の建設計画と、これらの項目で大変意見の違いが非常に激しく議論になった項目です。そういう議論をしながら、十分に納得と理解を得られるとこまで行き切れなかったこと、大変、私自身も残念には思っているんですけれども、そういう状況の中で、きょうの一応の協定項目、合併期日を除いて協定項目が終了したわけですから。今後の事務レベル、あるいは幹事会でのすり合わせの中で、そういう人たち、また住民に説得のできるような積み上げを早急に対応していただきたい。このことを特に要望して私の最後の意見とさせてもらいたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、以上をもちまして本日の会議日程を終了させていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜りありがとうございました。

これをもちまして高松市・香川町合併協議会第15回会議を閉会といたします。

午後 3時47分 閉会

会議録署名委員

委員 森谷芳子

委員 冨田道教